



生コンクリート施工試験立会確認等の実施について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成8年9月3日

管第417号
平成8年9月3日

部内各課・室長様
各土木事務所長様
鳥取港湾事務所長様

土木部長

生コンクリート施工試験立会確認等の実施について（通知）

生コンクリートの品質管理については、JIS表示許可工場の製品の使用、必要の都度行うスランプ、空気量測定等の確認、公的試験機関である財団法人鳥取県建設技術センターでの強度試験の実施等を行っているところであり、昨年度からは使用承諾時の実地審査を実施するなど十分注意し施工しているところであります。

生コンクリートは、使用の段階では最終の品質が確認できない半製品であり、製造、施工の段階における品質管理が重要であるため、必要の都度としているスランプ、空気量等の測定の確認頻度を明確化し、生コンクリートの施工試験立会を行うとともに、生コンクリートに使用する材料を確認するため、年度中途の中間実地審査を行うことを当面、下記のとおり実施することとしましたので適切に実施してください。

記

- 1 実施する立会確認等
 - (1) 生コンクリート施工試験立会確認の実施
生コンクリート施工試験立会確認基準、実施要領（案）による。
 - (2) 年度中途での生コンクリート中間実地審査の実施
中間実地審査実施要領による。
- 2 実施する時期
平成8年9、10年2か月間で実施。

生コンクリート施工試験立会確認の手順

対象工事の選定	「確認基準」に従い土木事務所長が選定
請負者へ通知	生コンクリート施工試験立会確認の実施を通知 監督員 請負者
立会確認の実施	(工事に関する協議書等) (共通仕様書第1編共通編1-1-20) 監督員及び係長等(計2名)による立会 ・立会写真の撮影 ・スランプ試験、空気量測定 of 立会 ・テストピース作成立会
建設技術センターへ強度試験を依頼	請負者
強度試験結果の通知	建設技術センター 建設技術センター 請負者 (試験結果正) 建設技術センター 監督員 (試験結果の写し、立会確認カードの送付)
強度試験結果の確認	監督員
結果の通知	不当事項があった場合は、請負者へ措置を指示 監督員 事務所長 管理課

生コンクリート施工試験立会確認基準

生コンクリートの施工試験であるスランプ試験、空気量測定等は土木工事監督基準により監督員の検査による確認頻度を必要の都度としているところである。

生コンクリート施工試験立会確認（テストピース立会確認含む）は、重要構造物を工事目的物とする工事で構造物の規模の大きい工事を基本とし、事務所管内のJIS表示許可を受けた生コン工場が1工場以上該当するよう選定した工事について、行うものとする。

なお、重要構造物を工事目的物とする工事が無い場合は、それに準じる工事を選定することとする。

また、鳥取土木事務所、鳥取港湾事務所は工事の選定にあたり双方調整し、選定するものとする。

参考 1)

重要構造物の種類

構 造 物 名		
トンネル	水 門	床崗工
擁 壁	樋 門	急傾斜地崩壊防止施設
橋梁上部工	防 波 堤	雪崩・落石防止施設
橋梁下部工	岸 壁	函きょ
立体横断施設	治水ダム	共同溝 (C A B 含む)
堰	砂防ダム	

参考 2)

各土木事務所毎の J I S 表示許可生コン工場数

事 務 所 別	生コン工場数
鳥取土木事務所	7
郡家土木事務所	5
倉吉土木事務所	7
米子土木事務所	1
根雨土木事務所	5
鳥取港湾事務所	(7)

生コンクリート施工試験立会確認実施要領 (案)

1 定義

- (1) この実施要領における生コンクリート試験は、スランプ試験、空気量測定、テストピース作成時の立会確認をいう。
- (2) この実施要領において、テストピース作成時の立会確認とは、品質管理基準によるセメント・コンクリートの施工試験における圧縮強度試験のテストピース作成時に監督員が臨場し、型枠の内側に「立会確認カード」を張り付け、テストピース作成を確認することをいう。
- (3) テストピース立会確認は、品質管理基準に基づく品質管理点数に含めるものとする。
- (4) この実施要領における監督員等とは、監督員及びこの立会確認を行う事務所職員をいう。

2 立会確認の実施の指示

- (1) 監督員は、生コンクリート施工試験立会確認基準により、立会確認を行うときはその実施を請負者へ指示するものとする。
- (2) 請負者は、鳥取県土木工事共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 2 0 監督員による検査 (確認を含む) 及び立会等によりこれに協力するものとし、レディーミクストコンクリート打設日程の詳細等を報告するものとする。

3 立会確認の実施

- (1) 監督員等は、搬入されたレディーミクストコンクリートについて、スランプ、空気量測定を立会確認するものとする。
- (2) 監督員等は、テストピース作成時に型枠の内側に「立会確認カード」を張り付け、テストピース作成を確認するものとし、28 日強度を確認するためのテストピース 3 個について「立会確認カード」を張り付けたものを作成する。
- (3) 請負者は、立会確認時の立会写真を撮影し、後日監督員へ提出するとともに、工事資料として保管するものとする。

- 4 強度試験の試験場所等
立会確認したテストピースの強度試験は、財団法人鳥取県建設技術センターで行うものとする。
- 5 強度試験及び結果の通知
 - (1) 財団法人鳥取県建設技術センターは、監督員が立会確認したテストピースの試験時に、テストピースに張り付けられた「立会確認カード」を確認し、試験後回収するものとする。
 - (2) 財団法人鳥取県建設技術センターは、強度試験結果を請負者（依頼者）へ報告するとともに、その写しとともに回収した「立会確認カード」を監督員へ送付するものとする。なお、回収ができない場合は、写真を撮影し送付するものとする。
- 6 措置等
強度試験結果が所定の強度に達しない場合、監督員は対処方法を検討するよう指示するとともに、請負者は対処方法を検討し監督員と協議し必要な措置をとらなければならない。

《発注者対象》

生コンクリートの实地審査（中間）の実施について

生コンクリートの实地審査については、年度当初に生コンクリート工場から提出される使用承諾願の審査時に行っているところである。
このたび、使用承諾を行っている使用材料等が使用承諾願に基づき適正に管理され生コンクリートが製造されていることを確認するため、年度中途においても实地審査を行うこととする。

- 1 实地審査を行う時期
平成8年9月～10月の間に各工場へ前日に電話連絡し、実施する。
- 2 实地審査を行う者
年度当初と同様に一工場につき2名の職員が行う。
- 3 实地審査の項目
対象とする使用材料・・・セメント、細骨材（砕砂、陸砂）、粗骨材
 - (1) 实地審査（中間）においては、実際に使用されている材料が年度当初に提出された承諾願に記載される材料と同一のものがどうか確認する。
セメントの生産会社、骨材の産地の確認。
（使用承諾願と同一の会社、産地がどうか確認。）
納入伝票等により貯蔵される砂が産地のものがどうか確認。
JIS表示許可工場には必ず保管される「限度見本」と実際に貯蔵される砂とを比較し、同一であるかどうか確認。
 - (2) 使用材料を変更した場合、再度使用承諾を行うこととしており、その手続きが適正になされているか確認する。
 - (3) 毎月提出することとしている各種試験結果が適正に提出されているか確認する。
- 4 实地審査結果の報告
各事務所長は、管内の生コンクリート工場の实地審査が終了後速やかにその結果を、管理課に報告するものとする。
なお、指導事項があった場合は、その内容と措置状況を速やかに管理課へ報告するものとする。

レディーミクストコンクリートの実地審査（中間）記録簿
 レディーミクストコンクリートの実地審査（中間）記録簿

実地審査日時	平成8年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分			天気
実地審査者	上木事務所 課長 保保			
審査工場名				
審査立会者	職名	氏名	職名	氏名

【使用材料の確認】

※ 審査前に使用承諾時の配合報告書、実地審査記録簿を確認するとともに、変更があるかどうかを確認し、審査を行う。

材 料	項 目	承諾順時	今回審査	備 考
セメント	製造会社名			
細骨材 (砕砂)	産地			伝票で確認
	(会社名)			
	粒径分布の比較	良・否	良・否	貯蔵骨材と比較
	有機物の有無		有・無	
細骨材 (陸砂)	産地			伝票で確認
	(会社名)			
	粒径分布の比較	良・否	良・否	貯蔵骨材と比較
	有機物の有無		有・無	
粗骨材 (陸砂)	産地			伝票で確認
	(会社名)			
	粒径分布の比較	良・否	良・否	貯蔵骨材と比較
	有機物の有無		有・無	

材 料 項 目	承諾額時	今回審査	備 考	
粗 骨 材	産 地		伝票で確認	
	(会社名)			
	原産国との比較	良 ・ 否	良 ・ 否	貯蔵骨材と比較
	産地変更の有無		有 ・ 無	
各種試験結果の提出		良 ・ 否		
粗 骨 材	産 地		伝票で確認	
	(会社名)			
	原産国との比較	良 ・ 否	良 ・ 否	貯蔵骨材と比較
	産地変更の有無		有 ・ 無	
各種試験結果の提出		良 ・ 否		
粗 骨 材	産 地		伝票で確認	
	(会社名)			
	原産国との比較	良 ・ 否	良 ・ 否	貯蔵骨材と比較
	産地変更の有無		有 ・ 無	
各種試験結果の提出		良 ・ 否		

その他記付する事項

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【指 示 事 項】

.....

.....

.....

.....

.....